

令和 8年 2月16日  
(2026年)

業者各位

技術管理課

和歌山市情報共有システム活用要領の一部改正について（通知）

このことについて、本市発注の建設工事及び建設工事に係る委託業務においては、受発注者双方の業務効率化を図るため、情報共有システムの活用を進めているところですが、その利用をより一層推進するため、「本市情報共有システム活用要領」の一部を改正しましたので、お知らせします。

### 1 改正内容

受注者が情報共有システムの利用を希望する場合において、その利用に要する費用については、受発注者間で協議の上、契約金額の変更の対象とすることができるものとします。

ただし、土木工事及びこれに係る委託業務については、情報共有システムに要する費用が諸経費等に含まれています。

### 2 適用時期

令和8年4月1日以降に公告する建設工事及び建設工事に係る委託業務から適用。

### 3 その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領をご確認ください。

- ・和歌山市情報共有システム活用要領